

情報提供

那医発第 618 号
令和 8 年 2 月 25 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

副 会 長 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト等について（周知依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）
.....記.....

沖医発第 1574 号

令和 8 年 2 月 24 日

地区医師会情報システム担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 富名腰 亮

（公印省略）

マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト等について（周知依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本件は、マイナ保険証による資格確認を基本とした運用を行っていく上で、医療機関及び薬局の受付において活用できるチェックリスト及びフローチャート並びに患者向けリーフレット等が作成されたことをお知らせするものです。

なお、本チェックリスト及びフローチャートの内容は、以前示された資格確認の運用を変更するものではなく、受付窓口でのマイナ保険証による資格確認を円滑に実施するための補助資料として活用して頂きたい旨、記載されております。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

●マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト等について（周知依頼）

令和 8 年 2 月 17 日 日医発第 1852 号（情シ）（保険）

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：宮良

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



3

日医発第 1852 号(情シ)(保険)
令和 8 年 2 月 17 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト等について (周知依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 11 月 14 日付 日医発第 1340 号 (情シ) (保険) 「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について (周知)」にて、マイナ保険証による資格確認を基本とした運用を行っていく上での留意事項についてお知らせいたしました。

今般、実際の運用に当たって医療機関・薬局の受付で対応される職員の方々にも活用しやすいよう、チェックリストとフローチャート形式の資料と健康保険証の有効期限が終了したことをまだ認識していない患者の方々に対して周知できるよう、医療機関向けにリーフレットや手渡しできるカード型の資料が作成され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛に参りました。

なお、チェックリストやフローチャートの内容は、従来示されてきたものと運用が変わるものではございません。受付窓口でのマイナ保険証での円滑な受診に向けた対応の一助として、ご活用いただければと思います。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【各資料の掲載ページ】

各資料はそれぞれ下記のサイトに掲載されております。ダウンロードしてご活用ください。

- ・マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリストとフローチャート
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011769
- ・健康保険証の有効期限終了のお知らせのリーフレットとカード
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html#teiji_leaflet

【別添資料】

- ・事務連絡：マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト等について (周知依頼)
- ・マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリストとフローチャート

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 10 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト等について
(周知依頼)

医療保険制度の円滑な運営に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月 2 日に、全ての保険者において発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みへと移行しております。

移行にあたっては、先般「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について（周知）」（令和 7 年 11 月 12 日医療介護連携政策課事務連絡）にてマイナ保険証による資格確認を基本とした運用を行っていく上での留意事項についてお示ししていたところですが、今般、実際の運用に当たって医療機関・薬局の受付で対応される職員の方々にも活用しやすいよう、チェックリストとフローチャート形式の資料を作成いたしました。

当該資料は医療機関等向け総合ポータルサイト（https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011769）に掲載しており、ダウンロードしてご活用いただけます。

また、健康保険証の有効期限が終了したことをまだ認識していない患者の方々に対して周知できるよう、医療機関向けにリーフレットや手渡しできるカード型の資料等を作成のうえ、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html#tei_ji_leaflet）に掲載しており、こちらもダウンロードしてご活用いただけます。

つきましては、従前お示してきたものと運用が変わるものではありませんが、受付窓口でのマイナ保険証での円滑な受診に向けた対応を改めて確認の上、ご対応いただけるよう、貴会内での周知について、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

別記

関係団体一覧

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会 御中
一般社団法人 日本保険薬局協会 御中

マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト

令和7年12月1日をもって、従来の健康保険証の有効期限は満了しました。医療機関・薬局の窓口では、マイナ保険証又は資格確認書で資格確認を行ってください。なお、資格確認は、各月の初回のみに行うのではなく、受診の都度行うことが原則ですのでご注意ください。

マイナ保険証

- マイナ保険証を持参した患者に「資格確認書」を求めていますか？**

マイナ保険証により有効な資格が確認できる場合には、追加で資格確認書を確認することは不要です。



- マイナ保険証での受付時に、「限度額適用認定証」で所得区分を確認していませんか？**

マイナ保険証での受付時に、オンライン資格確認で所得区分が確認できます。限度額適用認定証で確認する必要はありません。レセプト請求の際は、オンライン資格確認で確認できた所得区分で請求してください。

- 顔認証等が難しい場合に目視確認による受付を行っていますか？**

暗証番号忘れ、怪我や障害・認知症など何らかの事情により「顔認証」や「暗証番号」入力ができない場合、「目視確認」で対応ください。
※目視確認用パスコード発行方法は右記二次元コードで確認ください。



目視確認用
パスコード発行方法

- マイナ保険証が読み取れず資格確認できなかった場合に、一律に患者に10割負担を求めていますか？**

判断に迷う場合や不明点が生じた場合は、「マイナ保険証の受付方法」のフロー図で受付方法をご確認ください。フロー図に沿って資格確認を完了いただくことで、3割等の一定の負担割合で受付が可能です。

資格確認書

- 資格確認書での受付時も、オンライン資格確認を実施していますか？**

患者が資格確認書を提示した場合も、オンライン資格確認等システムに照会することで、保険資格の有効性を確認でき、資格喪失後の受診を防ぐことができます。

被保険者番号不詳でのレセプト請求方法

被保険者番号不詳でレセプト請求する場合、以下の手順でご対応いただけます。
詳細な手順は右記二次元コードでご確認ください。



被保険者番号不詳の手順

- ① 被保険者番号不詳でのレセプト請求の対応可否を確認します**

何らかの事情でマイナ保険証で資格確認できず、マイナポータル画面等でも資格確認できなかった患者が初診（初回）の場合に「被保険者資格申立書」を記入いただいたうえで、被保険者番号等を「不詳」としてレセプト請求できます。

※再診の場合は、過去の受診時に把握している資格情報により請求をお願いします。

- ② 患者に被保険者資格申立書を記入してもらいます**

患者に被保険者資格申立書を記入いただけます。
連絡先電話番号をはじめ、可能な限り、漏れなく記入いただくよう患者にご案内ください。



被保険者資格申立書

- ③ 再来時等での資格確認とレセプト請求をします**

再来時や別途問い合わせなどにより患者の資格確認ができないか、旧資格で請求可能ではないか等の確認を行ってください。その上で不詳レセプトとして請求する際は、摘要欄への記入漏れ等がないかご確認ください。
詳細は上部の二次元コードを読み取り、ページ下部の「③事後での資格確認とレセプト請求」をご確認ください。

- 電磁的な資格確認書も受付を行っていますか？**

「資格確認書」には、カード、はかき、A4、電磁的交付の4種類があります。スマホなどの電磁的交付の場合、患者が表示した資格をその場で確認するか、患者にスマホ一時預かりの了承を得るなどして、資格確認を行ってください。

※画面上に現在時刻がリアルタイムで表示されているか、あわせてご確認ください。



